

## オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年2月2日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長

一阪 郁久

### 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

#### ( 1 ) 件名

図書「住宅地図 B4判 川上村 202409」外21件購入

#### ( 2 ) 仕様等

仕様書のとおり

#### ( 3 ) 納入期限（または履行期限）

令和8年3月19日まで

#### ( 4 ) 納入場所（または履行場所）

奈良県吉野郡大淀町下渕388-1

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所

### 2 見積参加資格

- ( 1 ) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ( 2 ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ( 3 ) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- ( 4 ) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ( 5 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

### 3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

#### ( 1 ) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下渕388-1  
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所  
庶務課経理第1係  
電話 0747-52-2791

#### ( 2 ) 電子媒体による交付場所

ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>  
イ 当局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

### 4 見積書の提出場所及び期限

#### ( 1 ) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

#### ( 2 ) 見積書の提出期限

令和8年2月12日 午前9時から令和8年2月16日 午後5時まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の(1)に持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子調達システムにより送信すること。

なお、競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を併せて持参若しくは郵送すること。（電子調達システムによる場合は必要ない。）

### 5 見積合わせの日時及び場所

#### ( 1 ) 日時

令和8年2月17日 午前11時から

#### ( 2 ) 場所

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 庶務課

### 6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合、下記質問受付日時までに、電子メールにより提出すること。提出に際しては、下記事項を参考にすること。

#### ( 1 ) 質問受付日時

令和8年2月9日 午後5時まで

#### ( 2 ) 提出先

minamikinki\_shomu@maff.go.jp

#### ( 3 ) メール件名

【図書「住宅地図 B4判 川上村 202409」外21件購入】について

#### ( 4 ) 本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

## (5) その他

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）により、持参または郵送により、上記3（1）に提出すること。

ただし、電話による質問等は受け付けない。

質問等への回答は、令和8年2月12日に上記3（2）イに掲載する。

## 7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所オープンカウンター方式実施要領による。

以上公告する。

### お知らせ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧下さい。

([http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigousya.pdf](http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigousya.pdf))

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページをご覧下さい。

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>)